

○合志市学校給食調理等業務委託評価委員会設置要綱

令和8年3月6日

教委告示第1号

合志市学校給食調理等業務委託評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第23条（教育委員会の職務権限）第1項第11号（学校給食に関すること）に基づき、合志市内に設置する学校給食施設において、合志市学校給食調理等業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の事項について審査し、その結果を教育長に報告しなければならない。

- (1) 委託事業の履行状況についての評価に関すること。
- (2) 前1号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 対象施設の学校の代表 各1名
- (2) 対象施設の県栄養教諭の代表 1名
- (3) 対象施設の学校給食担当教諭 若干名
- (4) 対象施設の児童・生徒代表 若干名
- (5) 前4号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日から教育長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、評価委員会の審査に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 評価委員会の会議は、公開とする。
- 6 評価委員会の会議結果の公表については、前項の規定に関わらず、合志市情報提供の推進に関する要綱（平成20年告示第33号）第4条の3の規定による。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、教育部教育委員会事務局学校教育課学校給食班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

教委告示第3号

合志市学校給食調理等業務委託評価委員会設置要綱の制定の告示をここに交付する。

令和8年3月6日

合志市教育長 中島 栄治